

船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年11月2日 07時00分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市 ^{かねだ} 金田湾 金田港東防波堤灯台から真方位057° 1.3海里付近 （概位 北緯35° 10.3′ 東経139° 41.3′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ひで} 日の出は、漂流中、クラッチレバーを前進に操作した際、定置網のロープが推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年11月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 日の出、4.8トン
船舶番号、船舶所有者等	240-57457 神奈川、株式会社マスカワ
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	漁具 ロープ切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の末期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、主機を中立運転とし、船首を北方に向けて漂流中、船長が船尾甲板で釣りの仕掛けの準備をしていたところ、北風により南方に圧流された。</p> <p>本船は、船長が、漂流を開始した位置に戻ることとし、クラッチレバーを前進に操作したところ、海底に沈められていた定置網の型枠（以下「本件型枠」という。）に繋がったロープが推進器に絡まって運航不能となった。</p> <p>本件型枠は、本事故当時、台風対策の目的で海底に沈められ、つながったロープに目印として浮き（以下「本件浮き」という。）が接続され、網が張られていなかった。</p> <p>船長は、漂流中、海面に白波が立っていたので、波間で揺れた本件浮きに気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、北風が吹く状態で釣りをを行いながら漂流中、船長が、仕掛けの準備に意識を向けていたことから、本件浮きに気付かないまま接近し、クラッチレバーを前進に操作した際、本件浮きに接続されたロープが推進器に絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、北風が吹く状態で釣りをを行いながら漂流中、船長が、仕掛けの準備に意識を向けていたため、本件浮きに気付かないまま接近し、クラッチレバーを前進に操作した際、本件浮きに接続されたロープが推進器に絡まったことにより発生したものと考

	えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 漂泊して釣りをを行う場合は、仕掛けの準備にだけ集中せず、周囲の適切な見張りを行うこと。